

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の配偶者同行休業に関する規則
- 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第四号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条の第三号イ」を「第二条の第三号イ」に改める。

第六条中「職員は、」の下に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第十五条の二第一項の介護時間又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「当該承認に係る」の下に「介護時間又は」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県人事委員会規則第五号

職員の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福島県条例第六十二号。以下「条例」という。）第六条第二項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に關し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第二条 条例第六条第二項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（条例第五条第一項に規定する配偶者をいう。）の条例第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

2 前項に規定する人事委員会がこれに準ずると認める事情の認定の申請は、配偶者同行休業の期間の再度の延長に係る請求に関する書類の写しその他認定を受けるため必要があると認める書類の写しを添付した文書により、任命権者が行うものとする。

（雑則）

第三条 この規則の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（総務審査課）

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄中第五十八号を第五十九号とし、第五十二号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二 職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十九年福島県人事委員会規則第五号）第二条第一項の規定による人事委員会がこれに準ずると認める事情の認定

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（総務審査課）

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫